

平成29年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月25日(金) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

7番、木崎泰明委員、8番、加藤典男委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第13号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、農地利用最適化推進委員の平沼委員に説明を求めます。

平沼委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第13号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、補助農業委員の岸岡委員と同行して現地及び申請図書の確認をいたしました。まず、現地ですが、事務局から説明がありましたとおりでございます。現地は、この図面を見るとわかるとおり、東側は町道が走っていきまして、南側、北側、西側、これ全て住宅が建っております。

以上、周辺農地への影響は特に少ないと思っておりますので、委員の皆様のご

審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 平沼推進委員の説明を終わります。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の9番、岸岡委員の説明を求めます。
9番。

岸岡委員 9番の岸岡でございます。

先ほど平沼委員からお話ございましたように、周辺地区問題なしということでお話がありましたが、私から感じたことを二、三つけ加えまして、ご報告をいたします。

まず、この農地につきましては、申請者あるいは申請者等の関係がいとこの関係になっておりまして、いとこ同士が土地を売り、土地を買う組み合わせで成り立った内容でございます。私も〇〇地区を担当しておりまして、この〇〇さんとの付き合いもありますが、このおくりにあるのがお父さんの住宅であります。その隣にこの〇〇さんの息子さんが家を建てるという状況でありまして、大きな指摘もなく、また出入り等も問題なく、排水もあわせて見ましたが、問題ない。あらゆる面で宅地にしてもやむを得ないと判断を持っております。

したがって、私も問題なしという判断をいたしましたので、ここに報告させていただきます。

以上です。

議長 以上で農地利用最適化推進委員の平沼委員、補助委員の岸岡委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 私から二、三ご質問をさせていただきたいと思えます。

私も現地の確認をいたしました。そうしますと、今回申請された筆の約3分の1ぐらいがゴムマットを敷かれた簡易の駐車場になっているのを私は確認をいたしました。その辺、そこを使っている人との今回の申請人との利害関係とか、発生する問題は、ある程度現在使っている所有者から聞いてもらっていただければ、その辺が理解できると思うのですが、私もその辺は確認できなかったもので、もしそういうことで調査なさった方が聞かれていただければ教えていただきたいと思います。

議 長 答弁、9番。

岸岡委員 では、9番がお答えいたします。

まさにマットが車2台分ほど敷いてございました。あの敷き方については、半年前にどうしても車がふえて置く場が、効率が悪いということで、お父さんの〇〇〇〇さんの車を2台置くという状態で、この地主の〇〇さんの了解を得て、仮設定をしておいた状態で、いつでも撤去できる状態にあるので、今回あの場所が仮の駐車場として置かれておりました。

以上です。

議 長 他にございませんか。

7番。

木崎委員 ありがとうございます。そうしますと、もう親子関係というような形ですから、それほど害は及ばないという理解をしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。

他に質問ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第13号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。

よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時25分)